

社会福祉法人大阪府共同募金会広報紙広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大阪府共同募金会（以下、「本会」という）が発行する広報紙に、広告枠を設け、その運用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会広報紙を有効活用し、株式会社等法人（以下、「法人」という。）からの協力により、広報紙発行経費を軽減し、もって共同募金配分額の増加を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第3条 広告は、次の各号のいずれにも該当しない範囲で実施するものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人または法人の名刺広告
- (8) 当該法人事業の内容を、本会が推奨しているかのように誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (11) 共同募金に関する広報活動の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が妥当でないと本会が認めるもの

2 前項に規定する広告の範囲に係る業種、業者及び掲載の基準、募集方法等については、別に定めるものとする。

(審査機関)

第4条 第3条の規定に基づき掲載内容の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下、「審査会」という）を設ける。

2 審査会の委員長は本会常務理事を、委員は事務局長、担当職員を若干名をもって充てる。

(会議)

第5条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めたとときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、主務担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、常務理事が定める。

附則

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。